

平成 29 年度後期入学で平成 30 年度の教育実習を希望する方へ

実習校の確保は、学生個人で行なうことが原則（『2017 入学要項』143 頁参照）ですが、実習校によっては、教育実習の申請は、学生個人ではなく、大学や教育委員会を通じて行なうなど独自の手続きとなる場合があります。

『2017 入学要項』144 頁「2. 独自の手続きを必要とする地域・実習校」の〔表 4〕記載のうち、以下の実習校は、申請期限や受入れ条件等の関係上、平成 29 年度後期入学者は平成 30 年度に教育実習を行なうことはできません。

<平成 30 年度教育実習実施「不可」の実習校> ※都道府県順

小樽市立校	東京都下の公立校	名古屋市立校
津市立幼稚園	京都市立校	東山中学・高等学校（京都）
華頂女子中学・高等学校（京都）	豊中市立小・中学校	神戸市立校（中学校のみ）
姫路市立校（中学校のみ）	明石市立小学校	兵庫県立阪神特別支援学校
高松市立校（小学校除く）	高知市立中学校	北九州市立校

※課程本科の「特別支援学校教諭免許状取得課程」に入学希望で、上記実習校での教育実習実施予定の方は、説明事項がありますので教職支援課までご連絡ください。

※上記は平成 29 年 8 月現在の情報です。変更となる場合があります。

平成 29 年 8 月

所管部署：佛教大学 学生支援部 教職支援課